

# 会報 くしろ



「流水とガリンコ号Ⅱ」



**発行所**

釧路市宮本1丁目2番4号  
釧路土地家屋調査士会  
TEL.0154-41-3463

**編集**

広報部

**制作**

(株) 藤プリント

第127号

## □ 目 次 □

○新年の御挨拶	釧路土地家屋調査士会 会 長	松田 整	3
○新年の御挨拶	釧路地方法務局 局 長	竹村 啓人	4
○新年の御挨拶	釧路司法書士会 会 長	佐渡 正幸	5
○新年の御挨拶	釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理 事 長	瘡師 敏幸	6
○「財産分与」を巡る民法の改正と整備	釧路弁護士会 当会顧問弁護士	箕島 弘幸	7
○黄綬褒章	釧路土地家屋調査士会 名 誉 会 長	坂下 直樹	8
○私の減量体験	釧路土地家屋調査士会 オホーツク支部	澤田 武	9
○入会のご挨拶	釧路土地家屋調査士会 十 勝 支 部	久保 信行	10
○入会のご挨拶	釧路土地家屋調査士会 十 勝 支 部	野村 亘	10
○入会のご挨拶	釧路土地家屋調査士会 釧 路 支 部	西 将介	11
○会のうごき			12
○会員異動			13
○編集後記			13

**表紙は語る**

毎年2月頃、オホーツク海を訪れる流水。そしてこの時期より活躍するのが、ガリンコ号です。2つの大きなドリルでガリガリと迫力ある音を立てながら流水を砕き進みます。2021年にはガリンコ号Ⅲ IMERU が就航し、2隻で運航しておりますが、こちらのガリンコ号ⅡはIMERUより小振りで迫力あると言われていました。この日は満員御礼、背景ではちょうど紋別流水祭りが開催されてきました。

撮影者：加藤 麻衣



## 新年の御挨拶

釧路土地家屋調査士会

会長 松田 整

新年あけましておめでとうございます。令和7年の新春を迎え謹んで新年のお慶びを申し上げます。会員の皆様には、日頃より会務運営につきましてご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和6年度の定時総会にて議題としてお話しをした、釧路合同会館の事務室の件については、現在最終局面まで来ています。詳細は後日、又は令和7年度の定時総会にてお話しをさせていただきます。さて、現行理事会態勢が発足し1年半が過ぎました。理事会での各理事の発言等を聞きますと、発足当初とは心構えが違って来た事を肌で感じます。私から各部へは事業計画を行う事以外に付託事項を付け加えています。次回定時総会まで半年を切りましたが、担当副会長、各部長を中心に各種計画の実施をお願いします。

今期会長となった私の感想としては、「釧路会の財政問題は根が深い」ということです。野田副会長（財務部長）が何度、財政シミュレーションを組み直しても、新たに財政問題が発生してくる状態です。これは我々釧路会だけではなく、現在全国の単位会も同じです。社会問題とも共通するこの件に関しても、次の総会でお話しさせていただきます。今年度の各部を振り返ると、【総務部・財務部】上記のとおりです。財政に関しては見直しを行いながら対応して行きます。現在、日調連では、職務規定と倫理規定の1本化に向けた計画案の作成を行っています。新たな規定が出来たときは会員全員に関わるようになりますので、皆様にはいち早くご報告いたします。【業務部】今期も事業計画のとおり表示登記協議会を開催する事が出来ました。協議会の質問・要望及び回答、並びに法務局からの要望は、釧路会ウェブサイト（会員のページ業務部）に掲載しているので必ず確認をお願いします。【研修部】事業計画通り2回の全体研修会を開催することになりました。第2回は令和7年2月28日開催を予定していま

す。第2回目の研修は、災害対策、災害対応についてです。登記所備付地図作成作業は令和7年度より、第3次十か年計画に移行します。次の10年は地図混乱に加えて災害対策が重点事項になります。国家政策としても災害対策は最重点事項になるので、土地家屋調査士として何が出来るのか釧路会会員全員が参加して研修を行いましょ。【広報部】今年度、広報部では内部発信、外部発信ともに充実した広報活動を行っています。昨年度に引き続き、屋外広報活動として、釧路市中心部、北大通り周辺の花壇整備、ゴミ清掃を行いました。その結果を3月開催される日調連の「広報コンテスト」に応募する準備を行っています。広報部全員で作り上げたコンテスト資料を見ましたが、非常に良く出来ています。釧路会から全国に発信できる情報等があるという事は、非常に素晴らしいですね。【ADRセンター・無料相談室】北海道4会のADRセンター統合については、ハードルが高いようで、なかなか進展が見られませんが引きつづき状況を見ていきたいと思ひます。釧路会ウェブサイトの「お問い合わせフォーム」には、相続土地国庫帰属制度に関しての問い合わせが数件来ています。皆様の事務所にも問い合わせがあるかと思ひます。釧路会では令和5年の全体研修会で国庫帰属の研修を行っていますが、令和7年2月20日北海道ブロックが開催する「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2025」の講演内容は、国庫帰属に関するものです。土地家屋調査士に必要な知識です。札幌開催ですが、多くの参加を期待しています。

【各種委員会・各種委員】委員会の開催は決して望んでいません。（特に綱紀委員会等）皆様くれぐれもご注意願ひます。調査士会から委託をうけ委員をされている皆様、ありがとうございます。今後もよろしく願ひます。

【会員の皆様】皆様、今年もよろしく願ひます。全体研修会・定時総会でお会いしましょ。



## 新年の御挨拶

釧路地方法務局

局長 竹村 啓人

新年明けましておめでとうございます。

釧路土地家屋調査士会会員の皆様方には、健やかに新年（巳年）を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、会員の皆様方には、日頃から法務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、改めて感謝を申し上げます。

道産子（後志管内倶知安町生まれ）の私は、昨年4月に「縁」あって釧路地方法務局長を拝命しましたが、5月の貴会定時総会と懇親会にお招きいただき、松田会長を始め、多くの会員の皆様とざっくばらんにお話し、懇親を深めさせていただきました。その後も、法務局地図作成事業で作業に携わっておられる会員の皆様とお話をさせていただいたり、「表示登記研究会」での当局と貴会の担当者間での協議などを通じて、会員の皆様方が地域住民に寄り添いながら、土地家屋調査士法第1条に明記されている「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資すること」との使命を誠実に果たされている姿に深く感じ入ったところであります。今後とも、会員の皆様方がこれまでに培ってきた豊富な経験と実績の下、その専門的知識をいかし、御活躍されますことを期待いたします。

さて、令和6年4月1日から「相続登記の義務化」がスタートしました。同年9月に民事局が行った認知度調査によりますと、相続登記の義務化を「聞いたことがある」と答えた人は約73%（昨年度は約59%）となり、認知度は着実に上昇していると考えられます。これは、貴会を始めとする関係団体や、国・地方公共団体等の関係機関が様々な形で周知広報に御協力をいただいたことによるものと考えており、改めて御礼を申し上げます。一方で、相続登記の義務の履行期限が不動産を相続したことを知った日から3年以内であることを「聞いたことがある」と答えた人は約43%、令和6年4月以前に相続した不動産についても義務化の対象であることを「聞いたことがある」と答えた人は約40%にとどまってい

ます。民事局・法務局では、国民に適切に義務を履行していただくためには、制度の内容について正しく理解していただくことが重要であり、そのための周知広報を引き続き実施していく必要があると考えておりますので、会員の皆様方には、引き続きの御理解と御協力をお願いいたします。

また、当局で実施しています「法務局地図作成事業」については、本局管内の釧路市春採1～3丁目地区において、2年目作業として一筆地測量、一次及び二次立会等の各作業を行い、令和6年12月6日と7日に縦覧を実施しました。現在までの土地の承諾率は約98%となっており、極めて精度の高い登記所備付地図を作成することができる見込みとなっております。また、帯広支局管内の帯広市緑ヶ丘地区において、1年目作業として新設基準点設置作業を終えています。作業に携わっていただいた会員の皆様には、作業の実務担当者として御尽力をいただき、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。今後とも、土地に関する重要な情報基盤であり、災害からの復旧・復興、不動産の流通や公共事業の円滑な実施に重要な法務局地図作成事業を、会員の皆様方の御協力をいただきながら更に進めていく所存ですので、引き続きの御協力をお願いいたします。

加えて、「筆界特定制度」や「表題部所有者不明土地解消作業」等の各種施策におきましても、筆界調査委員あるいは所有者探索委員等として深い専門知識と豊富な経験を有する会員の皆様方の協力なくして制度の円滑な運用は困難なものと考えておりますので、引き続きの御支援と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、今年の干支である「巳年」は、蛇を表し、古来から豊穰や金運を司る神様として祀られることがあるそうです。今年が会員の皆様方にとって、心身共に健やかで、多くの受託事件があり金運もアップし、ますます御活躍され、巳のり多い1年となりますよう期待しますとともに、釧路土地家屋調査士会のますますの御発展を心から祈念申し上げます、新年の御挨拶とさせていただきます。



## 新年の御挨拶

釧路司法書士会

会長 佐 渡 正 幸

釧路土地家屋調査士会の会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、新春を健やかに迎えられましたことに、心からお慶び申し上げます。

また、日頃より釧路司法書士会並びに司法書士制度の発展のために、貴会の会員の皆様には多大なるご理解そしてご協力を賜り、当会を代表して厚く感謝御礼申し上げます。

さて、本年2025年は巳年（へび年）であります。巳年は「再生と復活」そして「変容」のある年とされています。蛇が皮を脱ぎ捨てて生まれ変わるように、巳年は新しい始まりや変化を意味し、また蛇は姿を変えることが出来ることから、変容や成長をも意味するとも言われています。日本国内においては、昨年は元旦に発生した能登半島地震により多くの犠牲者が発生し、未だその復興が完全に成しえていない状況であります。また、世界においてもウクライナやパレスチナ問題など、国際的な紛争の解決がなかなか図れない状況であります。本年は巳年の意味する「再生と復活や変容」が興り、1日でも早い復旧や、世界の平和が実現することを心から願う次第であります。

我々司法書士の業界においては、昨年は「相続登記の申請義務化」が4月1日よりスタートし、相続登記の依頼が殺到してその手続きに追われた1年であったかと思われまます。最近においては多少落ち着いてきた感はありますが、3年以内に手続きをしない場合の過料の制度や、社会的に高齢化が進行して

いく影響もあり、今後も相続登記やそれに伴う相続に関する諸手続きは、司法書士の業務としてしっかりと国民に対して法的なサービスを提供し、信頼のおける身近な法律家としての地位を構築していかなければならない責務があると思っております。貴会並びに法務局様をはじめとする関係諸機関とより一層の連携を深め、共同でのセミナーや相談会の実施など開催して、司法書士としての使命を果たして行きたいと思っておりますので、何卒よろしく願い申し上げます。

また、当会においては、会員数の減少やそれに伴う会務や事務局の在り方など、今後様々な改善や改革を余儀なくされる状況に向かえることになると思慮しますが、貴会とより一層強いパートナーシップの基、難題に対処して行ければ幸いと思っておりますので、何卒よろしく願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の会員皆様のご健康とご多幸を心よりご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

## 新年の御挨拶

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 瘡 師 敏 幸



明けましておめでとうございます。穏やかな新年を迎えられて、皆様にとって佳き年になりますよう祈念して年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年元旦には能登半島を震源とする地震によって多くの人達の生活基盤が失われ、かつ豪雨災害も重なって遅々として復旧が進まない状況にあります。尊い生命や財産を失われた被災地の方々に対して、お悔やみや、お見舞いの言葉を表わすことは簡単ではありますが永続的な支援の輪が広がることを望むものであります。

さて平素は当公嘱協会の運営活動につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について今後、外部理事及び外部監事の設置が義務化されることとなります。理事のうち一人以上を、当該法人の業務執行理事または使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人の業務執行理事または使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの以外の者とするのが義務化されました。監事についても一人以上を理事と同様に外部の者とするのが義務化されました。当公嘱協会としても来年度は社員総会で役員改正があることから外部理事・監事を選任し次年度より業務執行してまいります。

令和6年度の表示登記協議会で14条地図作成の第三次10ヶ年計画の実施地区の説明がありました。その内容では令和7年度は帯広支局にて音更町柳町地区(0.61km<sup>2</sup>)、令和8、9年度は本局にて釧路市昭和中央地区(0.30km<sup>2</sup>)と釧路市鶴野東地区(0.45km<sup>2</sup>)令和10年度から令和12年度は帯広支局にて帯広市稲田地区(0.56km<sup>2</sup>)帯広市弥生南地区(0.60km<sup>2</sup>)で、その後の令和13年度から令和16年度は北見支局にて北見美山地区、北見高栄地区、北見花月地区、北見北進地区が口頭で説明されました。今までは各支所毎回3ヶ所(釧路市、帯広市、北見市)の周り順で行ってきた作業でありましたが参加社員の減少と管理責任者の担当者不足のなか更なる1,2年度作業が重複となり、協会社員のみで行なうことが今後は困難と成ってきました。早々に調査士会に協会が抱える様々な懸案事項について報告をして打開していくことを考えております。

昨年の登記所備付地図作成作業では帯広市緑ヶ丘地区(少年院周辺)0.60km<sup>2</sup>の1年作業であります基準点作業を11月30日に完了し、成果品を納品するに至りました。また令和5年度から行なっている釧路市春採1丁

目～3丁目の登記所備付地図作成作業の筆数(予定)2678筆、面積(予定)0.87km<sup>2</sup>の2年目の作業であります。各支所の社員の協力を得ながら10チーム編成で筆界保全標設置作業が完了し、二次立会中12月6、7日の2日間に縦覧を行い30数名の土地所有者が御来場致しました。異議の申し出が数件あったことから筆界承諾確定率は100%に至りませんが現在は2月末日の納品に向け成果品の取まとめ作業を行っております。

来年度は音更町柳町南、柳町中央及び柳町北地区(音更町柳町南区の一部、柳町仲区の一部、柳町北区の全部、木野大通東16丁目の全部)0.61km<sup>2</sup>の登記所備付地図作成作業が予定されております。昨年、基準点配点予定図の作成に係る業務支援業務に於いては3級基準点13点と4級基準点の新点326点を配点しております。社員の皆様には大変な御苦勞をかけますが都市の再生を図るための、重要な地図作成で有るため更なる御支援御協力賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度の法務局以外の受託状況においては農林水産省からは国有農地等測量・境界確定促進業務(中標津町東当幌21番13)と北海道警察釧路方面本部より道有地境界確定測量業務(釧路市興津2丁目92番2)の2件を落札致しました。なお釧路市からは分筆測量業務委託として6件、鶴居村から分筆測量業務委託2件を釧路支所に於いて受託いたしました。北見市支所では北海道財務局の北見出帳所より国有財産測量業務(北見市大町158番2)の1件の依頼を受けております。その中、全体として不落札が5件あったことは残念であります。

令和6年度第3回理事会では業務処理規則改正案について配分の原則の第3条のうち、本協会が応札する業務については、事前に全社員へ通知するものとする。ことと社員及び社員が代表権を有する法人または調査士法人が入札で競合し本協会が落札した場合、上記の社員に配分しないと2条文を追加し理事決議を致しました。その条文の内容としては発注者側に協会とその社員が入札談合しているように見えないことに配慮する必要があります。

新型コロナウイルスは、変異を繰り返しながら今後も続くものと想定され、冬場の事務作業が増加するために換気に留意され日常業務に支障を来すことのないよう、ご注意方お願い致します。

末尾であります但関係各位のご自愛を心から祈念してご挨拶とさせていただきます。

## 「財産分与」を巡る民法の改正と整備

釧路弁護士会

当会顧問弁護士 箕島弘幸



1 厚生労働省発表の統計値によると、離婚件数は平成14年の約29万件をピークに、令和2年までに約19万3000人まで右肩下がり減少しています。このうち、家庭裁判所が関与する離婚（主に調停離婚、裁判離婚）が占める割合は、12%内外で推移しており、目立った波はありません。

2 弁護士をやっていると、弁護士会や地方自治体などが主催する法律相談会の担当が回ってきます。それらの法律相談会は、1回あたり4～6コマの相談枠が設けられることが多く、全コマ埋まった場合、少なくとも1件は離婚関連の相談が含まれていることがほとんどと感じます（私の主観的な感想です）。

私は、離婚に関する相談を受ける際には、次の「5つのポイント」を説明した上で、相談者の解決の希望を何うようにしています。

- ① そもそも離婚するか（離婚を求められた側には、「離婚に応じない」という選択肢があります）
- ② （子がいる場合）親権者をどうするか
- ③ 養育費はいくらか・何歳までもらう／支払うか
- ④ 財産分与の額
- ⑤ 慰謝料の額

①で「離婚に応じない」を選択する場合、原則として②以下の検討には進みません（相談者側に不貞等の裁判離婚の原因がある場合は別です）。

②は未成年者がいない場合には検討する必要はありません。③は未成熟子（成人になっていても、大学在学中などで扶養料の支払いが必要な場合があるため、「未成年者」の定義と必ずしも同一ではありません。）がいる場合に検討の必要があります。

④と⑤は、お金が絡む点で共通します。私は、2つの違いについて、「財産分与」は離婚原因を作ったか否か（有責性）に関係なく客観的に存在する財産の清算であり、「慰謝料」は財産の有無に関係なく離婚又は離婚に至った経緯に慰謝料発生原因（有

責性）があるか否かという観点から決められる、と説明しています。

3 前置きが長くなりました。前回の寄稿では、養育費に関する民法改正を紹介しました。今回も、「共同親権」の話題に隠れがちな財産分与に関する民法の改正と整備についてお話をしたいと思います。

4 令和6年民法改正（令和6年法律第33号）により、離婚に伴う財産分与の除斥期間が2年から5年に延長されました（改正後民法768条2項）。なお、5年の除斥期間が適用されるのは改正民法施行日以降の離婚についてです。施行日前の離婚における財産分与の除斥期間は2年のままでですので注意が必要です（改正附則4条）。施行日は、「公布の日（令和6年5月24日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とされていますが、具体的な年月日は未定です。

5 また、財産分与における考慮要素が明文化されました（改正後民法768条3項）。改正前は「当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情」と極めて抽象的な定めしかなく、具体的な考慮要素は解釈の蓄積で補われてきました。その解釈の蓄積が「婚姻中に取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情」という文言に整理され、条文をただだけで考慮要素が具体的に把握できるよう整備されました。さらに、各当事者の寄与の程度が異なることが明らかでない場合は、寄与の程度を2分の1ずつとする旨も明文化されました。

いずれもこれまでの解釈を踏まえた法整備であり、実務が大きく変わることはないと考えられます。

# 坂下名誉会長 黄綬褒章受章



# 私の減量体験

釧路土地家屋調査士会

オホーツク支部 澤田 武



新年あけましておめでとうございます。  
新春を迎え皆様がたの益々のご繁栄とご多幸をご祈念申し上げます。

今回の寄稿にあたり、何を題材にしようかと考えたあげく、自身の減量体験をお話することとしました。

減量の結果を先にお話ししますが、昨年の2月時点で、104kgあった体重が約10ヶ月で74kg、つまり30kg減量しました…※宅地境界標3本分くらいでしょうか。

減量するきっかけとなったのは、令和5年の10月ころから腰痛がひどくなり、お尻あたりから足先に筋がつっぱるような感覚と足先のしびれが出始めました。

次第に歩行が困難となるほどのしびれや下半身の麻痺症状が出始めたため、昨年1月に整形外科を受診したところ、第四腰椎すべり症による脊柱管狭窄症との診断を受けました。

保存療法としては、痛み止めと神経伝達を良くする薬の処方となり、根治するには手術が必要との説明を受けました。ただし手術には肥満で血糖値が高めであるとリスクが高いため、標準体重まで減量しなさいと言われてしまいました。

担当医に短期間で減量は難しいのではないかと尋ねると、あっさり「簡単です！食べなければいいんです！」との回答に「カチン」ときながらも私のやる気スイッチがONとなりました。

長年の不摂生による、高血圧症、痛風、メタボリック症候群、血糖値高めなどの生活習慣病のオンパレードに終止符を打つべく、生活習慣の改善に取り組むこととなりました。

まず手始めに、毎日の晩酌とスナック菓子などの間食をやめました。これは、以前禁煙に取組んだ時と同様に飲酒飲食の習慣性を断つことが必要なので、お酒に変えてドリップコーヒーを飲むことで、すんなりやめることができました。

また食事面では、以前は、「ラーメンにごはん」「スパゲティにごはん」など白飯、炭水化物が大好きで摂生せず食べていましたが、ごはんの量を茶碗半分として「マンナンライス」のような糖質・カロリーを抑えたものに変え、ごはんを減らした分はキャベツの千切りやレタス、大根、水菜などの野菜で満たすようにしました。

1ヶ月半ほどで約4kgの減量効果が表れ、3月末に高血圧症と痛風の治療で通院している病院の主治医に腰椎の手術を念頭に生活習慣改善に取り組んでいることを話したところ、糖尿病治療薬で、HbA1c低下効果と体重減少効果があり自身で皮下注射する「マンジャロ」の処方が4月よりできるとの情報をいただき、さっそく処方をお願いして投薬を開始しました。

食生活の改善と、「マンジャロ」投薬により、20kgほど減量した10月末の整形外科受診の際に、担当医に減量経過を報告したところ「めったに見かけない肥満から、よく見かける肥満になっただけ」と言われ、さらに「カチン」ときながらも、やる気スイッチ全開で現在の30kg減量に到達しました。私のように運動による減量が困難な人にとっては、投薬を減量の一助とすることは必要であったと思いますし、決して楽をした訳ではありません。

30kgの減量にともない、衣類のサイズが激変し、5LからLLまで下がり、下着、普段着、スラックス、ワイシャツ、スーツ等が廃棄することとなった一方で、15年前に購入したお気に入りだったスーツが再び着れるようになったことや、高血圧症、中性脂肪数値の低下は、うれしい副産物となりました。

晩酌をしている頃は、近所のコンビニエンスストアで、ビール、缶酎ハイ、お菓子等を毎日購入していたので月3万円ほどの出費がありましたが、晩酌をやめて浮いた分は、ドリップコーヒー代や薬代となりました。

現在のところ手術の日程は未定ですが、更なる減量に努め、来る手術に備えるつもりです。

最後に、私と同じように血糖値高め、メタボリック症候群(肥満)にお悩みの方は、内科医にご相談の際「マンジャロ」についてご確認されることをお勧めいたします。

また、「マンジャロ」については、インターネット等で容易に情報を確認することができますので興味のある方は、アクセスしてみてください。

※マンジャロは、グルコース依存性インスリン分泌刺激ポリペプチド(GIP)とグルカゴン様ペプチド-1(GLP-1)という2つのホルモンの作用を持つ、世界初の持続性GIP/GLP-1受容体作動薬です。週に1回、自身で皮下注射する形で投与する薬剤です。



マンナンヒカリ  
(マンナンライス)



マンジャロ注射器  
(用量2.5mg~15mg)

## 入会のご挨拶

釧路土地家屋調査士会

十勝支部 久保 信行



令和6年5月10日付で釧路会に入会しました久保です。

皆様どうぞよろしくお願ひ致します。

入会後既に半年以上が経過し、いくつか表示登記の申請を代理しましたが、新人向けの実務研修のようなものが無いため実務書を買ひあさり、慣れないCADソフトの操作にも四苦八苦し、調査報告書を作成しながら「ああ。これを書かなきゃならないから調査士試験があんな感じだったのか。」などと、どうでも良いタイミングで納得しつつ、何をすることも余計に時間のかかっているところがございます。

とは言え、幸いなことに、今の世の中はインターネットを検索すれば大抵の情報は手に入ります。現地調査の前なんかは、某土地家屋調査士会や先輩調査士の作成したYouTube動画を閲覧して雰囲気や予習しつつ、本番に臨むなどしております。土地家屋調査士の

現地調査の動画を観て勉強していたはずが、最終的にゲーム実況の動画を観て笑っている時に我に返り、「おれは、いったい、何をしていたのだろうか。」となったことは、言うまでもありません。しかも、それは、一度や二度ではありません。全くもって、不徳の致すところでございます。

土地家屋調査士会連合会の研修システムも非常に便利で、早速重宝しております。

顔見知りの先輩会員が多く、質問しやすい環境にあるとは思いますが、あまり皆さんのお仕事の邪魔をしないよう、調べて分かることは極力自分で調べるようにしつつ、どうしても先輩方の経験に頼りたい場面に遭遇した場合には、ご指導を仰ぎたいと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。

## 入会のご挨拶

釧路土地家屋調査士会

十勝支部 野村 亘



令和6年7月に釧路土地家屋調査士会に入会させて頂きました、十勝支部の野村亘と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

生まれ育ちは北海道帯広市で、高校卒業まで地元で過ごしました。高校卒業後は一度上京しましたが、再び生まれ故郷に戻ってまいりました。

土地家屋調査士試験には二度挑戦し、令和5年2月に合格することができました。

合格後、実務経験や測量スキルの不足を不安に感じ、登録をためらっておりましたが、十勝支部の諸先生方から実務についてご指導をいただける機会に恵まれました。現場での測量や登記に関する具体的な手続き、依頼者への対応方法など、実務の基礎を学ばせていただきました。そして昨年、登録・開業に至ることができました。この場をお借りして、御礼申し上げます。

昨今の所有者不明土地問題や相続登記義務化の施行

など、不動産を取り巻く環境は常に変化しています。これらの課題に適切に対応するには、専門家としての研鑽を重ね、知識を深めていくことが求められていると思います。不動産登記法の改正や新たな制度、社会問題への対応に備え、今後も不断の努力を続けてまいりたいと考えております。

また、土地家屋調査士は「不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする」と土地家屋調査士法第1条には規定されています。この使命を深く胸に刻み、依頼者の信頼に応えるとともに、高品質なサービスを提供することができるよう成長していきたいと思ひます。

まだまだ至らぬ点も多く、未熟者ではございますが、先輩方のご指導ご鞭撻を賜りながら、土地家屋調査士として精進してまいります。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

## 入会のご挨拶

釧路土地家屋調査士会

釧路支部 西 将介



この度、土地家屋調査士会釧路支部に登録をした西将介です。よろしくお祈いします。最初は父がどういう仕事をしているのかあまり理解していなかったのですが、異業種で働いていた時、少しでも父の事務所の手助けができればと思い、資格のための勉強を始めました。その後、数年かかりましたが、何とか土地家屋調査士資格を取得した後、横浜の土地家屋調査士事務所で数年間、現場の仕事を経験させてもらい、父の事務所を手伝うために数年前に釧路に戻ってきました。

戻ってきた当初は横浜で経験した仕事の手順、進め方や慣習の違いにかなり戸惑っていましたが、現在はお客様や周りの方々々に色々とお祈いられながら、とにか

く必死にいただいた仕事をこなして日々を過ごしています。それでもまだまだ経験も少なく、知識も浅くわからないことだらけですので皆様には何かと教えていただく機会があると思いますので、その時はよろしくお祈いします。自分に居場所を与えてくれた父に感謝しながら日々を過ごす中で、事務所を信頼して仕事を依頼していただける限り、お客様にご迷惑をかけないように、登記の完了という目的のために一件、一件の案件に真摯に向き合い、誠実、丁寧に業務を続けていきたいと思っています。

今後とも皆様に見守っていただければ幸いです。以上入会のご挨拶とします。



## 《 会 の う ご き 》

自 令和6年8月～至 令和7年1月

月	日	主 要 事 項	開 催 場 所	開 催 時 間	備 考
8	4	全国一斉不動産表示登記無料相談会(連合会主催)	北見芸術文化ホール	10:00～16:00	2名出席
	7	業務研修部会	各事務所(Web会議)	18:00～18:30	7名出席
	21	第2回常任理事会	事務局会議室・各事務所 (Web会議)	14:00～17:00	松田・野田・中村・横山・佐渡・河合・長岡
	25	北海道・東北ブロック協議会交流会	震災遺構仙台市立荒浜小学校	14:00～15:30	松田会長
	28	土地家屋調査士ADR担当者(電子会議)	日本土地家屋調査士会連合会 電子会議室	13:30～16:15	坂下ADRセンター長
9	11	調査士会・公嘱協会地域貢献活動及び看板設置式	釧路市北大通(国道)周辺	11:15～12:00	9名出席
	◇	第3回理事会	事務局会議室・各事務所 (Web会議)	14:00～17:00	17名出席(オブザーバー含む)
	19	研修管理システムの説明会①	よつ葉アリーナ十勝	13:00～15:00	3名出席
	21	旭川会研修会	旭川トーヨーホテル	13:00～17:30	1名出席
	29	令和6年新人研修(東京会場)	東京ドームホテル(東京)	13:00～18:20	尾越赴夫・野村亘
	30	◇	◇	8:40～16:00	尾越赴夫・野村亘
10	3	研修管理システムの説明会②	河合事務所	13:00～15:00	河合研修部長
	7	業務研修部会	各事務所(Web会議)	18:00～18:30	7名出席
	8	全国会長会議	東京ドームホテル	13:30～17:00	松田会長
	9	◇	◇	9:30～12:00	松田会長
	10	研修管理システムの説明会③	河合事務所	13:00～15:00	河合研修部長
	11	登録交付式	事務局会議室	10:00～10:30	松田会長・野田副会長 新入会員 西 将介
	17	札幌会全体研修会	札幌会会議室・WEB	14:00～16:30	WEB出席4名
	23	北海道ブロック協議会役員会	札幌会会議室	13:30～17:00	松田会長・横山副会長
11	12	第3回常任理事会	事務局会議室・各事務所 (Web会議)	14:00～17:00	松田・野田・中村・横山・佐渡・河合・長岡
	15	全体研修会(令和6年度日調連ウェブ研修会)	各支部会場・各事務所 (WEB)	13:30～16:30	会場59名・WEB5名
	22	表示登記協議会	釧路地方法務局本局	10:00～12:00	6名出席
12	11	業務研修部会	各事務所(Web会議)	18:30～20:50	7名出席
	13	第3回支部長会議	釧路プリンスホテル	13:30～14:00	7名出席
	◇	第4回理事会	◇	14:00～16:00	20名出席(オブザーバー含む)
1	6	仕事始め			
	9	法務局新年挨拶	釧路地方法務局	11:00～11:30	松田・瘡師・野田
	15	全国会長会議	東京ドームホテル	13:30～18:00	松田会長
	16	◇	◇	9:30～12:00	松田会長
	◇	広報部会	事務局会議室・各事務所 (Web会議)	14:00～16:00	4名出席
	17	調査士法違反実態調査 釧路支部	釧路地方法務局本局	9:00～16:00	釧路支部4名
	24	年次研修接続テスト	事務局会議室	16:00～17:30	下川部研修理事
	25	令和6年度(第1期)年次研修	◇	13:30～17:00	3名受講 河合研修部長・下川部研修理事
	29	調査士法違反実態調査 北見支部	釧路地方法務局本局	9:00～16:00	オホーツク支部7名

---



---

 《 会 員 異 動 》
 

---



---

## 訃 報



釧路支部 西 宣也 殿

令和7年1月25日 逝去（享年79歳）

平成6年12月に当会に入会依頼、長年支部役員として会の発展に尽力されました。

心よりご冥福をお祈り申し上げます。

## 退 会 者

オホーツク支部 森 一也 殿

令和6年11月29日退会しました。（会到着日）

## 新 入 会 員



釧路支部 西 将介 会員

令和6年9月20日登録

事務所所在地 釧路市花園町10番14号

生年月日 昭和50年9月20日

電話番号 0154-25-2484

---



---

 《 登 録 事 項 変 更 》
 

---



---

変更なし

《 会員数 令和7年2月1日現在 72名 》

---



---

 編 集 後 記
 

---



---

本号の発行に際しまして、ご多忙のところ多くの方々にご寄稿頂いたこと、広報部一同厚く御礼申し上げます。

昨年は屋外広報活動で土地家屋調査士ガーデンに看板を設置することが出来ました。改めて皆様のご協力に感謝申し上げます。3ヶ月も経つと色とりどりの花が咲き始めます。今年も土地家屋調査士花壇が美しく保たれますように頑張っていきたいと思っております。

今年もご協力していただければ幸いです。（佐渡）

広報部長 佐渡 真弓

広報担当理事 中村 浩司 澤田 武 丸尾 慶樹

# 測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

業務使用中、携行中、保管中等の  
偶然な事故による損害に対し、  
保険金をお支払いします。

例えば

1

測量中誤って  
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が  
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、自宅等  
に保管中に盗難にあった。



等

● 個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の年間保険料

測量機器総合保険(本制度): 31,300円

動産総合保険(個別加入): 83,820円

● 免責金額はありません。

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。

ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

約63%  
割安!

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03(3259)6692

【特別価格・送料当社負担でお求めいただけます！】

国土調査 わかる！シリーズ 第2弾  
待望の地籍調査作業規程準則の実務解説！



# わかる！地籍調査

## Q&Aによる準則・運用基準の実務解説

司法書士 山中正登・測量士 佐藤修 著

2024年11月刊 A5判 556頁 定価7,480円(本体6,800円) → 特価6,730円(税込)

- A工程(計画)からH工程(図簿作成)まで185の設問により詳細に解説
- 裁判例・先例を随所に掲げ、170以上の説明図を添えてわかりやすく解説
- 現地調査・図面等調査の通知例ほか無反応所有者の判断フロー・書留通知文例も収録
- 地上法ばかりリモートセンシング手法による筆界案作成例も紹介
- 検査成績表や認証請求書類の作成例・留意事項も収録  
など事例を用いた実務解説

令和6年  
改正準則・運用基準  
に対応！

### 設問例

#### 第2章(A工程：計画・事務手続)

Q：全体計画の作成において管轄登記所や公物管理者との事前協議及び19条5項指定対象事業者との調整が必要です。まず、法務局との事前協議や依頼について教えてください。

#### 第6章(E工程：一筆地調査)

Q：現地復元性を有する地積測量図がありません。筆界案の作成方法について教えてください。

#### 第8章(FⅡ-1工程：一筆地調査)

Q：ネットワーク型RTK法について教えてください。

#### 第11章(H工程：図簿作成)

Q：認証請求書類を作成する際の留意事項について教えてください。

立法趣旨・背景事情、法案審議、改正経緯及びその主な内容を一つずつ丁寧に解説した唯一の書



# わかる！国土調査法

## 逐条解説と実務Q&A

山中正登 著

2023年11月刊 A5判 420頁 定価5,280円(本体4,800円) → 特価4,750円(税込)

わかる  
シリーズ  
第1弾！

特別価格・送料当社負担 書籍注文書  ご注文締切 2025年2月28日(金) 必着

ご注文 **FAX.03-3953-2061** 太枠内を記入し、当社に送信ください。 お届け 確認後、4~5営業日で、郵送または宅配にて出荷します(国内限り)。 ※在庫が無い場合は、少々お時間を頂きます。 お支払 商品に同封の振込用紙をご利用ください(振込手数料は当社負担)。

書名	特価(税込)	部数	書名	特価(税込)	部数
わかる！地籍調査	40944 地調査 6,730円	部	わかる！国土調査法	40966 国逐 4,750円	部

右記コードまたはURLからでも  
特別価格・送料当社負担にてご注文いただけます！  
<https://forms.gle/aQ1MqrBv35HZFMkh9>



販促コード：205170

フリガナ	ご注文日
お名前	年 月 日
ご住所 〒	TEL
	FAX
	通信欄

※ご記入いただいた個人情報は、商品の発送、お支払いの確認などの連絡および当社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。

News!!

株式会社ビービーシーなら電子署名に

PDF編集ソフトは  
不要です!

(Adobe Acrobat等)

表示登記申請システム

標準搭載!

追加料金はかかりません。

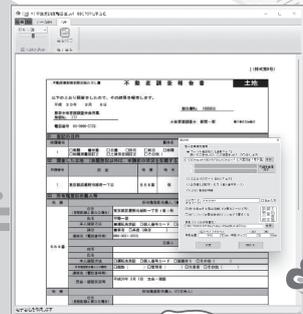
2in1

— b b c 2in1Win —  
PDF 電子署名ツール

Check!

主な機能

- PDFファイルへの署名 (adbe.pkcs7.detached方式)  
以下の証明書が電子署名に使用可能です  
・p12ファイル形式 (司法書士、土地家屋調査士、商業登記電子証明書等)  
・公的個人認証サービス (マイナンバーカード) ・LGPKI職責証明書
- 複数のオンライン申請  
添付ファイルへの一括署名 (表示登記申請システム)
- 署名済みPDFファイルの署名検証及び署名属性表示



Soon

CADシステム

・土地家屋調査士法人の図面作成に対応

・重複点の表示機能追加 (測量計算)

### 表示登記申請システム

申請書

調査報告書

土地変遷図

筆界特定申請書

表示登記専用の画面にリニューアルしました。  
更に便利な機能も追加!  
登記情報のデータを有効に利用できる機能  
はそのまま、イメージ通りの入力が可能に  
なりました。

### CADシステム



どこまでできる?  
操作感を体験!

CHECK!

土地図面 と 建物図面 の

動画を配信中!

bbcinc cad

検索

### 請求・入金システム

[土地家屋調査士版]  
各種振替伝票を生成し、  
会計ソフトにデータを出力!



インボイス制度  
に対応



電子帳簿保存法  
改正に対応

期間限定キャンペーン実施中! 2025年3/31月まで

タイプA (地図データコンバーター)		タイプB (地図データコンバーター)		タイプC		タイプD		タイプE	
表示登記 + CAD + 請求入金 申請システム 申請システム 土地家屋調査士版		表示登記 + CAD 申請システム 申請システム		表示登記申請システム		表示登記 + 請求入金 申請システム 土地家屋調査士版		請求入金 土地家屋調査士版	
一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	
¥488,250	月額¥9,600	¥425,250	月額¥8,300	¥228,900	月額¥4,500	¥291,900	月額¥5,700	¥63,000	

表記はすべてスタンドアロン版の価格です。ネットワーク版をご希望の場合は別途お問い合わせください。全て税抜価格となります。商品の機能や価格は予告なく変更する場合がございます。

bbc 株式会社ビービーシー

ビービーシー

検索

TEL. 03-5909-5772

東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6階

東京  
本社

大阪

名古屋

福岡

札幌

仙台

高松

広島

2024.7.16  
**新発売**



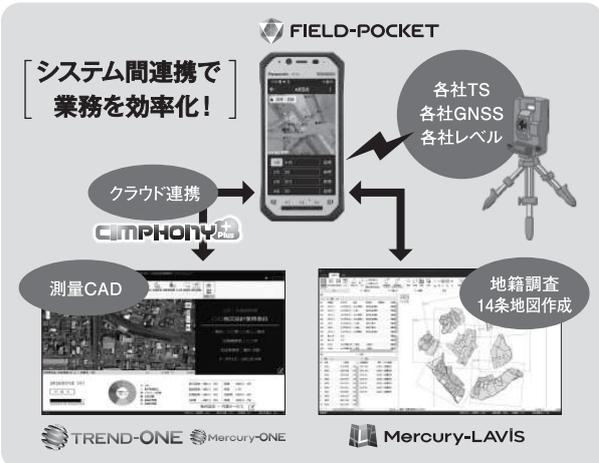
**測量業、  
 土地家屋調査士業向け  
 スマートフォンアプリ登場!**

現場測量アプリ【フィールドポケット】  
**FIELD-POCKET**

**待望のワンマン計測アプリが新登場!**

FIELD-POCKETは、Android搭載のスマートフォンで動作する、測量・土地家屋調査士業向け観測アプリです。交点計算、電子野帳観測、現況観測、縦断観測、横断観測、測設など、外業用途における機能を搭載。弊社測量CADとの連動性に優れており、外業内業共に一連の測量業務を非常に効率化することができます。

- 電子野帳
- 現況観測
- 測設
- 縦断観測
- 横断観測
- 大きい文字・ボタン
- 地理院地図
- 写真リンク
- クラウド連携
- 交点計算



**福井コンピュータ株式会社**  
 本社 / 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・さいたま・千葉・東京・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・福岡・熊本・別府・宮崎・鹿児島

●製品情報・カタログ請求・各種お問い合わせは  
 [福井コンピュータグループ総合案内]  
**0570-039-291** <https://const.fukuicompu.co.jp>

初學者向け 通信教育

午後の部 試験攻略のための

土地家屋調査士

MP4映像  
ダウンロードタイプ

改正法に  
完全対応!!

特典!

本試験会場に持ち込める  
必携の記述式用器具付き!

- 縮尺定規「すいすい君 すらすらちゃん」
- 全円分度器

# 新 最短合格講座

ホームページで  
サンプル映像  
配信中!



内堀クラス

内堀 博夫  
本学院専任講師

新開講!!

山井・濱本クラス

山井 由典 濱本 真人  
本学院専任講師

注目!

東京法経学院は  
ココがちがう! 7つのポイント

1 合格実績が違う!  
他を圧倒した合格者を輩出  
しています!

令和4年度土地家屋調査士試験  
東京法経学院合格輩出実績

合格者424名中309名輩出  
合格占有率72.9%

※詳しくは、HPにてご確認ください。

2 講師陣が違う!  
担当の内堀専任講師をはじめ、  
講師陣の層の厚さが半端ない!

真の講義力は、受講生の反応をリアルタイムで確認しながら進める対面授業(イン・パーソナルクラス)によって身に付くものと考えておりますが、担当の内堀専任講師は対面授業時間数が1万時間を超えております。本講座では、その対面授業で培った能力を十分に発揮していますので、安心して受講していただくことができます。近年合格した方を教壇に上げることはございません。

試験を知り尽くした講師陣が総力で、教材制作や答案講座等の問題作成にあたっています。試験傾向を徹底的に分析し、どのレベル、どの角度からの問題にも対応できる良質の問題作成に取り組んでいます。

3 テキスト・教材が違う!  
入学しなければ入手できない、  
講座専用完全オリジナル教材

本講座の学習に使用する教材の選択は、その後の進行のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに合格に必要な不可欠な知識を余すことなく網羅し発行した、講座専用の完全オリジナル教材「合格ノート」と「記述式攻略ノート」を使用いたします。本教材は非売品ですので本講座に入学しなければ入手することはできません。また答案練習講座(答練)に進級した際に使用する解説書の【参照】欄には「合格ノート」の参照頁を記載しておりますので、復習の際のムダな時間を大幅にカットできるうえ、本試験直前の総まとめの場面においても、爆発的な威力を発揮する、まさに合格までのオールインワン教材となっております。

4 全コースに「過去問テキスト」が  
ついてくる!

“平成年代”完全制覇!  
昭和年代も重要問題は  
セレクトして収録!

資格試験において、過去問学習は必須項目です。本学院の過去問集は昭和年代からの過去50年以上の過去問を、常に最新の法令に準拠させ、受験生の皆様にご提供しております。基礎力総合編にも含まれています。

5 もちろん、複素数にも対応しています!  
複素数の修得は必須です!

土地家屋調査士試験は、まさに時間との勝負と言われる程、知識とテクニックが問われる試験といえます。複素数の修得はそれだけで有利になる計算テクニックなのです。

6 ダウンロード講義ファイルが扱いやすい!  
(MP4ダウンロードタイプの方)  
USBメモリ保存可能!

スマホタブレット等のオフライン視聴も可能!

本学院のダウンロード講義ファイルは、一度ダウンロードしていただければ、あとはオフラインで視聴いただけます。USBメモリに入れて別のパソコンでの視聴はもちろん、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末でのオフライン視聴も可能ですからパケット量を気にすることもありません。しかも削除されない限り、受講期間終了後も視聴できるから安心です。もちろん、ストリーミング再生にも対応しております。

※ファイルのコピーは受講生ご本人様の使用に限り許可しており、それ以外の複製・転売は固くお断りしております。

7 充実した答練講座がちがう!(総合コースの方)  
試験を知り尽くした講師プレーン炸裂!  
的中続出の新作予想問題!

過去問は最良の学習教材であります。がしかし、過去問が本試験に出題されることはありません。本学院の答案練習講座(答練講座)は試験を知り尽くした講師陣によって、徹底的に試験分析を行い、狙われるであろう論点を確実に網羅できるよう、すべて新作問題を出題しています。基礎力総合編の受講後は、答練講座をベースメーカーとすることで、毎日が本番をシミュレーションすることができ、自然と合格レベルに達することが可能となります。

学費  
(10%税込)

会長様の推薦状があれば、  
特別減免学費でお申込み  
できます。

土地家屋調査士新・最短合格講座  
基礎力総合編 /  
MP4映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 152,600円
- 特別減免学費 129,710円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL

東京法経学院

★TEL. 03 (6228) 1453

★FAX. 03 (3266) 8018

★HP. <https://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカビル1階



資料請求



# 国民年金基金 のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —



国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、  
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、  
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

## ●国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の  
「**公的な年金制度**」です。

## 国民年金基金のおすすめポイント ～税優遇を活かして老後に備える～

### 1 税制上の優遇措置

- 掛金** 掛金は全額社会保険料控除の対象となり所得税、住民税が軽減されます。  
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)
- 年金** 受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。
- 遺族一時金** 遺族一時金は全額が非課税となります。

### 2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「**終身年金**」が基本です。

### 3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。  
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

#### 国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

※基金掛金は年金額が同じなら年齢が若いほど低く設定され、加入後も変わりませんので、  
お早めのご加入がお得となります!



お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや  
加入申出のお手続きができます!





GNSS受信機

# R12i



チルト補正

## 斜め観測の手軽さが測量作業効率を大きく変える A New Angle of Productivity

Trimble® R12i GNSS システムは、圧倒的な GNSS 性能・スピード・精度で生産性への新しい“アングル”を提案します。  
画期的な Trimble ProPoint™ RTK 測位エンジンに、最新の Trimble TIP™ チルト補正技術を掛け合わせることで、観測ボールの整準の手間を排除。より多くのポイントを、“素早く”“簡単に”“効率よく”観測することが可能になります。

Trimble R12i が提案する新しい観測スタイルをぜひ体感してください。

### アイザック株式会社

〒065-0019  
札幌市東区北19条東4丁目2番2号  
TEL:011-733-3577 / FAX : 011-721-3233  
<https://www.aizax.com>

### 株式会社旭川システムサービス

〒078-8217  
旭川市7条通19丁目左8号  
TEL:0166-33-3900 / FAX : 0166-33-5201  
<http://asspythagoras.com>